

彙

幸良

土木學會誌 第十七卷第十二號 昭和六年十二月

日本土木史料(續)

渡邊俊一編

(本編は第十六卷第十二號、第十七卷第一號、第三號、第九號及び第十號に登載せるものゝ續編なり。)

目 次

- | | | |
|---------------|---------------|--------------------|
| (1) 熊澤蕃山と治水 | (2) 上杉家道路橋梁制度 | (3) 清崎藩御條目 |
| (4) 安永八年大野村規約 | (5) 梶屋敷村明細帳 | (6) 明和三年田屋梶屋敷明細帳の内 |
| (7) 德川時代驛路 | (8) 制度 | (9) 堤防破壊 |
| (10) 洪水 | (11) 堤防 | |

(1) 熊澤蕃山と治水 治水問題に到つては實に蕃山一代の大卓見を存分に行つたもの治水上眞に百世の師たるに足る。先づ彼が地理と時勢との關係を如何に見たるかを知る必要がある「山川は國の本也、近年山荒れ河淺くなれり。是れ是國の大荒也。昔より斯の如くなれば亂世となり百年も二百年も戰國にて人多く死し、其上軍兵の扶持米難儀すれば奢るべき力もなく材木薪を取る事格別すべくなく、堂寺つくる事もならざる間に山々本の如く茂り川々深くなると云へり。亂世を俟たず政にて山茂り川深くなる事あらんか戰國にて昔の山川とならんは百五十年・二百年を経べし。仁政にては百年の間には本の山川に歸るべし、仁政は縮りて五・六年せば天下の借金なくなるべければ此の米多く餘れり。是を以て山川の政をせんこと安く、吉野・熊野・木曾其外山々にて木材を伐ることを止めて杣の產無者をきば國々にて扶持すべし。近邊に山ある在所にては山にかゝりて草を刈り薪を取るもの田畠の作物のからを燒山にかゝらざる仕様あり、渡世成り難き故に藁を賣つて用を達し、薪なければ山にかゝるなり。是には米を遣はし藁を賣つて用を達し、薪なければ山にかゝるなり。是には米を遣はし藁を賣らせば山にとうさるものあるべし。里中に山はなけれども薪もかわすして朝夕を整へるは作物のからのみなり。又山近き在所田畠よりは人多くて作物のから薪に不足なる所、譬へば家數五十の村ならば二十を他へ出し其の田畠を残る三十家に合せ、其上に免を五分か一分下げる山を刈からせて薪の用達するもあるべし。他へはふくといふ事は九州は地廣く人少し、他領より五千人、一萬人逃來りたる者をさへ馳走して隠し置く習なり。斯の如き所へ五十人百人づゝ一與にして遣さば、九州は上田畠にて年貢安し。先にて屋を作り在村までの用は餘光を以て澤山に遣すべし。此方にて一と在所の者一所に申せし事なれば左のみうひう

ひしき事もあらじ。在村では此方よりは勝るべし、又古地のかまひにならぬ良き新田もあるべし、古地のすたりを取り立てるも有べし、池川の普請の仕様にて餘地出来もあるべし、何れに山を留めて民の難儀せず却て悦ぶべき事いかえともあるべし。草木なきはげ山を林となすことあり。山の廣さを積り一度にならずば一峯一谷づゝも生すべし。谷峯の廣さに依つて稗を三十石・五十石・百石・二百石づゝまかせ其上に枯草・葦などを散し置くなり。諸鳥來つて是を拾ふ鳥の落しに廻りたる木の質はよくはべるものなり。上に枯草を置く事は拾ひにくき様にして鳥を久しく來さんとなり。其上雨に流れ稗山上に生付てもよし。斯の如くすれば三十年計りには雑木の茂りとなるものなり。雑木茂りては其近所の村里薪に事はかゝるなり。法をよく立つれば次第に山茂りて永代薪澤山なり。此茂り出来る迄は松山を伐りて作物のからに足して用事の足る所もあるべし。松山は山土・田地共に惡し、白地の草木の育たぬ所にも松は生付ものなり。當分のよきに目付て後年の害を知らず。右の政行はれば小松は根深く成らず前に引捨てよし。今の松山自然に雑木山と成るべし。松にかいりたる雨露毒なる故に下木・下草も生ぜず、田畠に落入つて惡し、其上松山には夕立雨も起らず。吉野金剛山其外の大山どもの切れ荒れたる峰谷には杉檜の質をまかすべし。東國北國にも杉檜の實多き所ありと云へり。其の道に器用なる者に命じ給はれ、かれに付是に付山は程なく茂りなん。杉檜並に雑木山々に多き時は夏は神氣盛んに成りて夕立度々すべければ池なくとて日損なかるべし。山茂りて山谷よく土砂を出さずば、川は一水一水に土砂海に落ちて深く成るべければ、洪水の憂ひもなかるべし。富有の大業を生ずる事げに數へがたし。民屋には木多くいらず大かた村まはりの木にても事足る體なり。其上いつかにも松山多ければ町在の修理は事たるべし。土よき山の松は自然に用木に伐つて其跡雑木となすべし、又松ならでは育たぬ赤さり山あり。是は後までも松山たるべし。近年は男女共に積氣多し、此故にせんつ茶を好めり。國々の茶園昔に百倍せり。是に薪を盡すこと亦限りなし。仁政にては鬱氣晴れ學校の教へにて人無病にならば昔の如く冬日には湯を呑み、夏日には水を呑みて足るなり。茶園の多くは五穀と成りて食物増すのみならず、薪少なく入るべし。彼は貴賤共に所帶緩やかに無用の入りかはしさやみて男女共に家職の務めよかるべし。是實に彼が解した事運交會の理である。總てを山川に歸し山川を治めるを第一とし、政治の要諦は一つに之れにあるものとした。岡山は元來水害の屢ある所であつて、彼が在職の間で最も甚だしかつたのは承應三年七月十九日の大風大雨であつた。第一山林と治水、山林を培養して雨水の急下を防ぎ土砂の流出を止めるの策は前に引用した蕃山の説であつて、樹木の繁茂に依つて雷雨を頻繁にし、湧水涓滴を盛んにして旱勞を防ぐ。曰く川堀を砂留め等の末なることにて自由を爲さんと言ふは無効なる事に候。誠に食の上の蠅を追ふ如くなるべく候。水上の水流れの谷々山々の草木を切盡し、土砂のからみ保ち無き故に一雨一雨に河中に土砂流れ入りて川床高く川口埋れ候なり。

其本を善くせずして、末のみの才覺は何として成べく候や、山々谷々茂りて流れ入るべき土砂止り候へば大雨の度毎に今有る土砂は自然に大海に入りて川水深くなり候勢にて候。跡から流れ入ること大なる故に始の砂も海には落ち難く候。

岡山藩には承應三年以來洪水と言ふ程のものは一向なかつた。夫れ迄は毎年霖雨ある毎に必ず氾濫し城市漲溢の患真に恐るべきものがあつたが、此の禍根は全く蕃山の爲めに取り除かれたのである。明治維新以後は岡山縣下の濫伐の爲めに山林乏しくなり、遂に岡山市には明治二十六年の大洪水に入家水に溺れると云ふ。土地の古老さへ知らぬ大變事が出來したのであつた。近年になつて岡山人士も茲に覺醒し山林を保護し、水源の涵養に努めたのは熊澤蕃山の靈魂が再び復活した様なものである。

新太郎少將の時代にあつては旭川の氾濫は岡山縣下毎年の厄介であつた。遂に光政は明暦元年に熊澤に旭川治水の事を命じた、蕃山は大雨の降つた時親ら草鞋がけで川岸を徒步水勢の大體を實驗した上、沿岸の古老等を招き寄せて詳かに洪水の歴史を詰問し、山脈高下の勢を正確に了解してしまつた。工事の着手は夫れからである。先づ岡山城北の東堤を壊して水勢を殺ぎ之れを導いて東流する水路を開き、更に南折して海に注ぐことにした。後此の支流を修めて百間川と呼び、遂に全く洪水の患を絶つてしまつた。

旭川有百間堤管屢崩壞。而水衝賀尤暴熊澤了介察地勢方面督役築造。凡運土石北取者南輸。南取者北輸往來踐躋基地堅實徑山。自外者有罪自堤成迄百餘年。葷固如鐵石了介毎日剪伐山木。山崩川塞水旱并災。

寛政八年に出た有芳錄は蕃山を百年の功にしたが、大正の今日から見れば二百何十年の功になつてゐる譯である。百間堤の外に蕃山は又八丈岩平瀬蓮子の弦法界篤カ瀬等の諸川を疏通した。其の他溝洫を通し堤防を造つたことは無數にある。蕃山は何よりも先づ河底を深くすることに努めた。其の方法としては河身に適度の屈折を附し、水勢を撓めて一方の岸に水壓を集注し、之れを利用して底土を堀没せしめ漸次に海中に送り浚へずして、深からしむる許りでなく低水を保留して灌漑と舟運とに便利を計り、兼ねて海に通する迄の遊水面積を大にすることを計つた。同時に高水面の低下は水勢の緩和をも計つたのである。其の巧妙實に百世の範である、又河身の針直であるに屈折を付け難い場合には「テフミノロ」と云つて、狭窄部を存し以て低水の保留を全ふし、壓迫し来る水勢を利用して低土を堀浚せしむることを安排したのである。之れを専門家に聽くに制水工事に於て熊澤蕃山は現在の學理から見ても最も進歩したものであると。否現代の施設は稍々もすると全然根本を異にして蕃山の如く學理的施設は更に顧みられない傾向さへある。即ち低きに付く可き水の性を單に直流を欲するものゝ如く解せられ、出來得る限り水路を針直に改修することに努め、制水工事を敷設して水勢を河幅の中心に向はしめ、而して土砂の沈澱に對しては器械の力に依つて浚渫するので

あるが、之れは明かに蕃山式に比べて姑息な一時的策である。

蕃山の施設に鑑み水勢の利用によりて河底を掘浚せしむる方面に研鑽を積むならば、理學進歩の今日更に其の效果を増すのは明白であらう。

以上は根本的事業に屬するか、如何なる時代に於ても悉く根本的施設許りで成功するものでない。茲に於て蕃山は應急の策として荒手越即ち分水工事、本多博士の所謂渋水備川の有利な説を出した。抑々水が流れて其の流路に溢れる様に成ると必ず一方の擧を破つて二條に分れ、地勢の自然に従つて下流の本川に會し、又は別條の儘に注ぐを當然とする。荒手越とは適當の位置を選んで其の餘る水を受けて、洪水の時には并流する兩川を作る様になし、以て水勢を緩和するの法であつて、蕃山が百間川に於ける開鑿の歴史は即ち其の著名なものである。然るに現代に於ては流量過剰の場合は専ら遊水地の必要を唱へ、一定時間通過の流量積算より遊水地の容積を算定し、一旦茲に洪水を滞留緩和せしむるを以て理想的施設となし、同時に是迄分水しつゝあるのも、之れを一川に改修しつゝある。之れは却て荒手越の施設を避くる傾向とも見るべきであつて、現に渡良瀬川改修にては三千三百町歩の遊水池を造り、利根川の改修にては權現堂川及び將藍川を廢川と爲す譯であるが、一方江戸川改修の設計を擴張して分水の效果を大ならしむるに就ては比較的困却せられて居る。元來が大洪水は決して一回の降雨の爲めに来るものでない、多くは第一次洪水の水戻が未だ去らない内に、第二次洪水の水先が奔注して来て其の上に氾濫する場合に起るものであるから水面勾配急にして、所謂一夜洪水の部分に遊水池を設くるは懲かに緩和の目的を達し得られるが、高水の通過數日に亘るが如き中段以下に之を設置する時は、却つて第二次若くは第三次洪水の水面を高くし、往々無きに優る危険に陥るものである。

熊澤蕃山の荒手越即ち分水工事は第一次洪水に際して緩和の目的を達するに大差なしとするも、第二次第三次等頻りに出水し来るも中途に滞留することなく順次下流に通過して如何なる場合に於ても善く緩和の目的を達し得るから、最も實際な安全な法と謂はねばならぬ。

築堤法に關して蕃山は曰く世間には堤の上に繩張し、何間に何間、高さ何尺、何人役として土を持たするが故に大事の堤堅固ならず、大事の堤は土取所に繩引し何間に何間、深さ何尺、何人役として土を持たせ、堤の上にては嵩の上り兼ねる様に見ゆるがよし。堤の中に堅に繩張し一方は片付けて持たせ、一持籠丈け一通持ちて又一方へ持たす、其内には鍼取の者持たる土を碎き均らし、石竹木茅の料迄もはねつけ、之れを取除くる役人あり。何にても土に雜るものは弱みになる故なり。

扱て均らしたる上へ又土を持たする時東の土は西へ持たせ、西の土は東に持たせてよし。役人は一倍多く入るとも堤を自然山の如く堅固にせんとなり。夫れ以前予が十萬入れたる程の普請をば、三萬にて軽く仕舞たれども、十間の間に四・五度づゝ破損して國中の役人大方

破損に掛れり。其上に地下の田地損じたるもあり。予が役人多く入れたる地は三十餘年に成れども一つも破損したる事なし。是にて損益格別なることを考へらるべし。治水上に於ける姑息の施設が大損であることは今も昔も變らない。地方費支辨の堤防栓が往々姑急に流れ、甚しきは請負工事に委して其の監督宜しきを得ないが爲洪水毎に人民の被害は勿論、莫大の復舊費を要しつゝあるのは、三百年後の智識も尙ほ蕃山を抜く能はずと云ふべきである。

吾人が以上に説た處で既に蕃山が如何に治水術に深かつたかを察することが出来る。加之蕃山は右の如き深實な智識を有しながらも、尙ほ十分に之れを経験に徵し、特に其の土地の古老に質して完成を期したかに想到せよ。孔子の所謂農の事は之を圃老に問ふべきを以てす。草靴踏破の蕃山がそちらの海邊に界隈の名物者らしい一辭ありそうな老翁と會す。翁は片手を杖に凭せ疎な齒列を抜けて出る聲はよくも聞き別け難く、梓の弓と曲つた腰に置いた方の手で手眞似忙し相に差し出すを、先ず茶店にと伴ひ行きて柳に撫でられる低い屋根の下に相對して腰かけ静かに語る濃茶何時しか冷へても、蕃山の耳は最前から傾いた儘少しも動き相にもない狀を想ひ浮べよ、之れは一幅の畫迹。

蕃山の自ら記たるに曰ふ、"易に云く賢人下位に在り輔けなし、最を以て動いて悔あるあり"と云へり。此の賢人は才徳兼備の君のみに非ず、人皆天性あり人心の靈各々さとき所あり。集め取らば賢人の知あらんか、夫れ山谷の深長なる大雨の時に水の出來る勢は、所に住む者能く知れり。川流れ大水の時の勢も水邊の老民ならでは委しからず。或は池の堤或は川の堤をせんと思ふ時其所に住み馴れたる老人又は才覺ある者を呼びて其情を盡させて聞き、又榜示を建てゝ相談し物のあるべく事のなるべき様にする時は、他の害なくして堅固なり。是を以て動いて悔なきなり。

蕃山は川違ひ水除等が時には其の住民の悲歎となるのを患ひ、徒に新開地を作るに急にして古地を潰すを顧みざるを難じ、仁政を主張したのであつた。沼と成つた三萬石の古地を復舊し其の上別の三萬石の新地を開くが爲に、新川敷一萬石の潰地を生ずる利害問題に對し、此の一萬石の住民が俄かに所を失ひ、上田を取られて流浪し餓死し様とするが如き結果となること、甚だ治水の目的に沿はぬ仁者のせざることであると斷定し、夫れよりも別に十五萬石餘毎年水損の土地は外に五萬石許りの沼となりたる古池の水を抜きて復舊するに對し一・二萬の潰地を生ずる場合を示して水抜に潰れた田地一萬石の五ツ物成(收入)を給はり、再興の地にて替地を造し屋敷を取り家を作り、田畠に立毛付く迄右の物成りを給はゞ古地を取られて却つて悦ぶべしと主張したのであつた。

治水山林の事業に於て熊澤蕃山の名は實に日本史上に於て第一者の位置に有り乍ら今日蕃山が實際に手を下したと傳へらるゝ事蹟は甚だ少い。多くは蕃山の創意は十幾年かの後に始めて其の後繼者たる別人に依りて着手せられて居る。彼が治水山林の事蹟を聚めて之れを

考覈して缺る時は、要するに彼は創意の旺な人であつて、且つ用意頗る周到綿密更に之に加ふるに末代永世の後の事など濃かに考へ考へて、其揚句に着手するのであつた。尙ほ之れ等用意周到の質と末代永世に及ぶ深慮との外に事業家としての蕃山を想ふに、眞に高大無邊な尊敬の念を起さしめるものがある。即ち蕃山が事業を斷行するに當つて、秋毫も所謂目的の爲めに手段を擇ばずと云ふかのマキヤベリズムを加味しなかつた事である。蕃山が曰く“一つの不義を行ひ一つの不幸を殺して天下を得ることもせざるは朱子王子變はなく候。抑者世俗の習未だ免かれずと雖も、此の一事が天地神明に質しても古人に恥づべからず。”是の言葉は實に事業家としての蕃山を見る上には必ず鑑みねばならぬ事である。彼は一つの政策を實行するに當つても之れを實行するに當つて決して一つの不義を行ひ一つの不幸を殺すが如きことを断じてなさず、反例些細な事であつても犠牲を拂ふやうなことは極力避けた。彼は何を指いても、先づ民を本位とする一つの遡河を開鑿するに當つても、其の爲に職を失ふ貧民はないか、先づ此の問題を念頭に置いて掛つた、だからして蕃山は事業を決行するに當つて決して迅速でも敏捷でもなかつた。寧ろ事業家としては彼の後に岡山の番頭に成つた、津田永忠こそ稀代の傑物であつて、津田は蕃山が念頭に置いた事を悉く其の手腕に試みて決行したのであつた。斯様な意味で蕃山が治水山林の事蹟は少なくないが、併し蕃山が實際の事業として傳へらるゝ百間川の治水工事に至つては今日尙ほ噴々、蕃山の名と共に傳はり其の卓見をうたはれて居る。今幸に其の事蹟を偲ぶ好材料がある。夫れは明治二十六年十月「上道郡中島村荒手築造及び百間堤建設顛末」と題する史料を池田侯爵家から岡山縣知事千阪高雅氏に進じたものであつて蕃山が創意の程を十分に察し得べき一大工事の顛末だから、茲に其の全文を藉りて掲げる。

寛文九年巳酉五月十日。日置猪右衛門より普請奉行藤岡内助・石川善右衛門、上道郡奉行監川吉太夫へ口達の趣如左(評定留)。

蕃山了介積りの山にて先日津田重二郎申出候は、竹田の堤筋へ龍ノ口の下より大荒手を付て洪水の節岡山山下にも水乗り申すべき程の時は、堤を越し水東南に注ぎ候様に捨置可然かとの儀、江戸へ伺に及び候處聽相談せしめ可申付申被仰下候間、三人の者先づ罷出見分可仕其の上にて此方にも見分すべき山令あり、其廿九日竹田堤通り大水の時分水吐之事藤岡内助・石川善右衛門・岩根須右衛門・盛川吉太夫見分の上圖面を製し老中に差出し、何れも僉議ありて異議なき旨を述べしかば、老中江戸へ伺ふべき旨答へあり、其六月朔日池田大學より何れも相談の上可然存候はゞ、早々可申付旨答書來り京橋の雁木二つ残り候時水堤を越候様に築造すべき旨老中より達す。

九月晦日(板抜記録)。中島水吐の荒手六町起工、十月二十一日。内助善右衛門より京橋にて雁木四つ水の上に見へ候時の水又三尺増候得ば、荒手に吐き申積に相究候山申出る。山田

貞芳氏曰く此一舉世以て暮山了介の事業とす。然るに了介の仕を辭せしは明暦三年丁酉にして本年巳酉に至る十三年の前にあり。然る時は此舉畢竟了介の畫策に出づる迄にして事業に着手せしには非ざるべし。其實業に至つては本年津田重二郎の建議に出で、八日目置猪右衛門の處分に成りし趣は上文の評定留にて明瞭なり。之れを了介の事功とするは其創意を本とせし傳説なるべし。事實世上の口碑と少しく齟齬あるを以て茲に一言す。

十年庚戌三月二十一日小林孫七郎・尾澤彦介に竹田の荒手普請奉行を被命(板抜錄)。延寶二年甲寅五月二十八日。洪水其晦日監川吉太夫評定席に開申如左(評定留)。

昨二十八日大水に中島村荒手水越切れ中に付郡中へ大分水入田地損申所も御座候得共水速は引不申候故詳細の儀は難相分、荒手より原尾島村・濱田村前の通川筋に成申に付往還通路難成候、荒手御普請急に不被仰付候ては田地も彌多損じ往還の通りも成兼可申旨申立、老中普請奉行をして實地を検査せしむ。

六月十日監川吉太夫評定席へ再申(評定留)。荒手の儀御當地へ水入邪魔に成申時水越申程に可被仰付哉、少しの水にも越切申候ては度々田地損し御物成大分捨り申儀御座候。百姓痛にも成申候得ば後々は耕作に精出し申儀達可申裁申奉存候。當年の水程は又も出可申旨申立しかば。老中猶又普請奉行へ検査を被命。

三年乙卯三月二十一日(評定留)。竹田の荒手の上一尺四・五寸芝置上申候て大概の水許防ぎ候様仕候旨監川吉太夫申出しあかば。右は尤に候左様無之ては向郡少にも氣遣可致自然水の邪魔にも成り候はゞ少しの儀に候間、早速取除候儀成べき旨日置猪右衛門答へたり。

六年戊午六月十日藤岡内助建議(評定留)。中島村の荒手先年被仰付候よりは近年餘程堤高り成申様に見及候御内意を以て御奉行申被申付候哉、中村治右衛門私共は曾て様子不存旨申立しかば。右は御内意の様子も有聞敷候。先年色々御吟味の上にて荒手被仰付候兩人の普請奉行衆尤年寄申へも伺不申、郡奉行又は其郡の普請奉行衆尤年寄申へも向不申郡奉行又は其郡の普請奉行心得にて左様に堤高致候儀、心得達沙汰の限りに候。併川の瀬は年々替り申事に候間、何とを心得も有之高く致候哉、治左衛門・内助・御横目三人近く見分に罷出監川吉太夫・高木左太夫に様子相尋ね何とか仔細も有之候はゞ、重ねて年寄申へ可申候心得達にて向群の爲め許を存知堤付置候はゞ、先年の通り早々堤下させ可申旨老中指令山田貞芳氏曰く此以後記錄缺くるを以つて本條の指令以後堤切下げたりしや、故の儘なし置かれしや、今之れを明にするに由なし遺憾と云ふべし。

貞享三年丙寅百間川を造くる(提要)。但し沖新田の幅は元祿六年癸酉に之れを築くと云ふ。

田板與七郎勤書に曰く貞享三年寅正月より上道郡中島村荒手川筋御普請御用相勤め、翌四年卯正月より上道郡庄内悪水拔南方より申川村迄川掘替同郡中島荒手堤修繕相勤申候。年紀

不詳。津田佐源太より上板藏人・服部圖書へ左の趣陳述口上。此度の高水に上道郡中島荒手を越百間川水通り申由、左候得ば末にては百間川の水と砂と川の水一つに成り冲新田の石樋吐き兼、上道郡藤井沖下村邊水差支可申と存候處に存之外し差支不申早速干落、稻毛永田も見へ不申候承及候。砂川許は何程水參候ても石樋吐き兼不申候。坪田板與七郎・近藤七助前に段々積り候に付其越申上石樋積りの數多申付候。其以後砂川度々水出申候得共、積りの通水差支不申候ニ・三度も百間川水通り候得共四年以前の洪水の外は差して痛申儀も不承候。

一、作州にて鐵山仕候故とやらにて、年々川埋り平瀬前並地蔵岩の邊大野と申所大分河原高く成候事は何れも存たる事に御座候。依之大水出申候はゞ岡山へ水入候事無之元奉存段申上、田板與七郎・近藤七助に考へさせ段々相窺ひ中島の荒手百間川を仕大水出候時分百間川より冲新田へ水吐かせ申候。冲新田の立毛の儀は不及申、藤井迄下村の窪所假令ば百間川故に前二日に干落候。水二日半・三日半有之右之邊稻毛痛候とても、岡山へ水入り。申すには替へられず候と申上、其節は僉議の上にて竹田荒手出來仕候。竹田荒手無之候はゞ四年以前の水小作事より水の手、東の御門前迄の間は川手・荒手被仰付候事、御家中の爲に忝儀と其筋へ専ら申たる由御座候。

一、近年の横様にては定めて藤井邊・下村邊の百姓共此度の水に付兎角申出づる儀可有御座候。右之僉議を御郡奉行の内にも存する面々多くは御座有間敷候得ば、兎角御用場にて百姓共の申分を被申上にて可有之と存候。年久敷事に御座候へば前の御僉議にて被仰付候事は沙汰無之、百姓共申口許の沙汰にて可有と存候。右の窪所大水出候年は稻痛候は本より前かどより其心得にて御座候。冲新田百間川無之以前より右の窪所大雨の時分水抜兼候事何れも存することに御座候。

一、右之窪所何程稻毛捨候共右に申候通岡山へ水入士中迷惑仕候には替へられざる事に御座候。又冲新田の御物成と右の水損所の捨り米を考へ候へば坪の明き申事に御座候。右の窪所の百姓共痛候と申坪御座候得、是は見及ぶに其年々痛の様子次第に加損を遺し申候得にて御座候得共、私御用承候内は左様の儀も多くは無く御座候。其上毎年の儀にても可有之哉。冲新田の御物成は毎年納は申事に御座候得ば、此御來商御考御覽可被成候尤冲新田並に百間川有之も無之とは無之方右窪所の爲には能可有候得共、右に書付候。損益を以て考へ候得ば坪明申事と存候。

一、右之坪にては御座候へ共御物をさへ入使はゞ水差入不申候様に成間敷物にても無之と存じ、四年以前の洪水を以て考へ冲新田普請の仕様段々僉議仕相窺ひ、四年以前に田坂與七郎・近藤七助に申渡し段々積りを承り石樋はから樋申付候處、此度の高水積りの通から樋能く吐き右の窪所の水早々抜け新印上り堤損も無之、新田稻毛も別條無之由承及候。此御普請の積りにても砂川百間川一つに成り水抜け兼候はゞ、冲新田東上り堤西上り堤に上置腹付仕

石垣を丈夫に仕り、只今大水尾の石極有之所を二間許り切り明け砂川尻・中川尻迄古の如く常に潮の出入有之様に可仕と衆意には存たる事に御座候(熊澤蓄山偉人叢書)。

(2) 上杉家道路橋梁制度 上杉家天正度國中へ觸示書左の如し。

- 一、往來道付替の節は古來通儀の如く成べく村立に離れざる様通すべきこと。
- 一、山道は勿通平地と雖も長々すぐに致さぬ程合の所にて滑に曲げて通し申すべく候。此古來の通儀たること。
- 一、大往來は勿論小往來と雖も側に杉・柏・楓・漆木等見計ひ並に植次致し、自然成木の上田畠の作毛妨げ相成候分は下枝三枝まで切り取り、苦しからざること。
- 一、驛村遠き所は程合ひ見計道側に筈葺・土壁の小屋をかけ雪中は火打道具焚物をも入置申すべきこと。
- 一、往來側所々に腰掛を作り置き荷負人の苦勞を助くべし。又道際の清水は側を作り手入態く致し申すべし。
- 一、分れ道間の道には石にて道知べを立置き申べきこと。
- 一、大小往來の儀雪降る朝は驛場より道踏夫を出し往還幅三尺踏に固め置き申すべき事。
- 一、組合を定め非常の外毎年春秋兩度土石持込次普請致すべきこと。
- 一、古來通儀の如く大往來は長二間以下小往來は長三間以下の橋總て地下普請たる可事。
- 一、橋は木の一方を削り一面に敷渡し間に石灰をすり込み或は横に栗板厚二寸以上の物を渡すべし。尤其道の半たるべきこと。
- 一、長三間以上の橋は間の道と雖も土橋相成ざること。
- 一、橋の兩詰に馬寄並に繩カラミを作り置申べきこと。

右御下知に依り申聞候相脊き申間敷もの也。天正十三年酉年八月道橋奉行。

(3) 清崎藩御條目の内

- 一、水損風旱損在之令注進は其譯の委細帳面に記可申出候。檢見以後右之譯候はゞ品により時節不過候はゞ再談を得可申事。
 - 一、他村と境論水論有之節隨分カサツケ間敷儀致間敷候。自然先より理不慮成儀仕懸候はゞ名主へ段々譯相斷得了簡其の上にても不相濟儀は名主組頭可申出事。
 - 一、洪水之節は名主總百姓不殘罷出田畠不損様隨分働く仕兼てより無油斷堤川除井堰溜池之普請可致候。若油斷候はば可爲越度事。
 - 一、往還之道橋等は不及申脇道にても常々無油斷拵置、人馬道路無難儀可致事。
 - 附有來候道並に堀溝を田畠へ切込み申候はゞ急度可申付事。
- (4) 安永八年大野村規約 三ヶ村一同堅め申連印之事。
- 一、用水の儀も世話人の見立にて江筋相立て可申候事。

一、村中納得相談相究め候上は三ヶ村の内にて惣じて出入ケ間敷儀申者無之、尤も此場所に不限川形は惡敷相成候節は、村中早速取扱り川除普請可致候。爲念後日之村中一同連印堅め證文仍如作。安永八年亥七月三ヶ村百姓惣連印。

(5) 梶屋敷村明細帳

一、用水江三ヶ所、御普請所内伯母川字タテカイ一ヶ所、梶屋敷・田屋・梶屋敷・田屋村立會揚口早川字萬藏寺川一ヶ所、右三ヶ村立會一ヶ所、兩堀切村・上出村・梶屋敷村・田屋・梶屋敷村五ヶ村立會、是は前々より御普請所にて延享四卯年大溝水大破仕候に付御願申上、翌辰年御普請役淺井六藏様御見分之上御普請被仰付。右之外早川通用水江數ヶ所有之候共、兩梶屋敷自普請所御座候。川上水元大手村地より道法四里程當村にて海へ落合申候。

一、早川通兩梶屋敷地内川長凡九町程、川幅拾間餘川除御普請、但兩梶屋敷・田屋村地内是は前々より兩梶屋敷村御面地並家屋敷園川除御普請所にて御座候。尤證據書物は無御座候得共、古來より仕來りを以て御普請被下成候。仍之寛延元辰年御普請役淺井六藏様御見分之上、諸色御買上げ高役之外質米御扶持米被下置御普請仰付候。同御普請三ヶ所兩梶屋敷地内是は前々より仕來りを以て、寶曆九卯年渡邊民郎様御代官所之節早川通殊之外兩村地内粗相成候に付、右御願申上げ御見分之上諸色御買上げ高役の外御扶持米質米被下置御普請被成下候。自普請所兩堀切村地内是は自普請所兩堀切村地内に兩梶屋敷村より仕來り候儀は、延享四卯平堀切村と内談の上自普請仕申候。尤其節出入に相成候得共取證に而双方内済得心の上は已來證文繪圖面之通に可致旨、双方江爲取替所持仕罷在候。川上水元出村川路凡一里十五町當村に而海江落合申候。

一、伯母川通兩村地内川長六町餘、川幅三里餘川除御普請所是は前々より御普請所に而、延享卯年大破仕候に付御願申上候處、翌年御普請役淺井六藏様御見分之上諸色御買上げ高役の外扶持米質米被下置御普請被仰付候。橋闊川除御普請所北陸往來板橋御普請所、是は兩様共に前々御普請所松平越後守様御領分之節は機て橋に被爲下候由證據書物は無御座候得共、其後は右仕來を以御普請被仰付来る處渡邊萬五郎様御代官の節、延享四卯年溝水にて流失仕候に付前々の通入用御普請奉願上得ば、翌寛延元辰年淺井六藏様御見分之上往還板橋園川除御普請被爲成下候。其後又々寶曆十三末年今井平三郎様御代官所之節溝水にて橋闊橋臺往還板橋流失仕候に付御普請奉願上候處、高田御預り處地に相成御普請之義も御引渡しに相成候に付、高田御預り地御役所に奉願上候得ば、往來橋之儀故早速御見分の上、明和六年御入用を以て御普請被成下候。尤柄三本者元橋桁流候を拾ひ上げ候而入念御見分候得ば、右古桁を御用ひ其諸邑御買上げ人足は高役之外は御扶持米被下置御普請被爲成下候。兩梶屋敷村家裏。

一、波除御普請所長百十間。但幅三間、高二間是は兩梶屋敷宿場圍波除に而前々より御普

請所に付、元文元辰年高波にて大破仕候上御願申上候處、松平越中守様御預り處、之節御見分の上諸色御買上げに而、村役の外殘人足は御扶持米賃米被下置御普請被下成候。

北陸道往還掛り早川。

一、打渡橋一ヶ所橋木二本、長十二間、本口三尺五寸内一本は兩榎屋敷村、一本は中宿村立會是は北陸道往還橋中宿村兩榎屋敷村立會古來松平越後守様御代之節御國材木の内、草横の大木を以て打渡橋に被成下候。年久堪候處享保十五戌年松平越中守様御預所之節右橋木朽損に付、御願申上杉丸太代永井に出し人足扶持米被下置御普請被仰付候處、元文元辰年満水に而右橋木流失候。御願申上右同様に被仰付候。然る處右橋木柱損中候に付、寶曆十三未年今井平三郎様御代官所之節御願申上げ御見分の上、杉丸太代永貳拾參メ丈出し人足御扶持米一石二斗被下置候、則右橋木打渡往還無難に通路仕申候。

(6) 明和三年田屋榎屋敷明細帳の内 前帳之内不用三ヶ條抜置候分。

一、用水堤溜柵垣柵惡水堀無御座候。

(7) 德川時代驛路 北陸道（高田より越中まで）高田（此間に春日山あり）一里、中屋敷（國分寺之智如來石田明神あり）二里、長濱（天神宮あり）二里、有馬川（青木坂名立權現山巖の上大木生たり）三里、能生（入口能生權現の宮あり此間に早川あり）一里半、榎屋敷（大和川あり）一里半、絲魚川（一萬石城なり但古郭また川姫川難所あり夫を越へて田海村有）三里、（青海川駒返し）一里、礪波（半分路許行きて風波と云處より不レ知レ親に至る、北國第一の切處なり）一里、一振（驛の出口に關所有、高田にて取りたる女手形の出て通る、玉の木村を過ぎて堺川有難處國境なり）一里、越中國卯市振より越中富山城下迄十三里餘（越後名敷）、田地越絲魚川より信州松本道、絲魚川（此間今井村蟲川村燒山子千谷）六里、白地（此間小橋村ウハバ邑大所村等有此處、枸粟の有大木信州境目也兩國里人立會其木に鎌を打立つ）六里許り宮本たり（海棒有大木多、溫泉依藤太の末葉あり）十八里餘、松本根知村山口の通運繼立所は從前絲魚川町より信州へ魚鹽類其他の物品輸出のため運送頻繁にして、牛及び人夫を以て往復せしが維新後縣道根小屋より西山浦へ開通せし以來、荷物の運搬絶無の姿となるに至れり（西頸城郷土地理歴史等資料）。山道往來但瀧寺村より桑取谷上總子村へ出る、夫より名立谷東蒲生田村へ越へる又能生谷谷口村へ出る早川谷へ越へる濱往來道へ出申候、是は春山の時代山濱二筋の往來道にて御座候。尤宿は無之濱道往來難成節は右山道往來仕候而軍配等を爲し、御用意御仰付置候関道の山に御座候。則西濱往來仕上桑取村方高田御城下へ云々蜂ヶ峯往來共申候（寛政六年十二月御巡檢案内）。

(8) 制度 慶長十七壬子年十月十六日覺（中略）。

一、堤等之芝切ハギ候事一切無用可レ被レ成候馬サクリ候處江は土を敷、固く踏付候様可レ被申付候（中略）。

慶長十七年子十月十六日青圖書安對馬士大炊（教令類等初集八十七）。

寛永六己巳年四月覺。

一、御代官所中切々見廻り堤川除等無=油斷可=被=申付=之水荒川成地不足過分有レ之山，鄉帳に仕上候。御代官衆數多有レ之候。御奉行被=遣檢地可レ被=仰付=候間，兼而其吟味無レ之百姓任=申旨=地不足に相兼置候面々は可レ爲=越度=事（中略）。

四月（同）淺草川大水之節取計并川端家作之事寛文十一亥年十一月五日。

一、淺草川大水出候節兩國橋船掛候はゞ，從=公儀=引除させ其人足共に可レ被=下候。若リ除候儀は不レ及レ申其外橋々川上有レ之船は致=油斷=橋々江不レ流様に常々堅可=申付=候。（中略）。將又川端之家作之事兼ても停止無=仰付=候得共，頃日は所に寄川端家作り出候と相見へ候間，相改川之障に可レ成所は只今有來候家作其御詮議之上崩させ申に而可レ有レ之間此段銘々申断，重而被=申越=候。川端并堤外に家造り候事は淺草川に不レ限在々所々何方も同意候間可レ被=得=其意=候。以上十一月五日（徳川禁令考四十七諸法度）。

延寶八庚申年閏八月三日條々（中略）。

一、堤川除道橋等外諸事常々心に掛け物事不レ及=大破=時支配所江達し可レ被=修理=。（中略）。右之條々堅可=被=相守=もの也，延寶八庚申年閏八月三日（教會類纂初集八十八）。

天和元酉年十月。

一、諸廻船之掃除仕候節其外之節も船の塵芥川え捨候付而川口埋候間，向後は川え捨不申傳馬船に而永代島御定之塵捨場え遣捨可=申候，並御船手衆よりも右之通申渡可レ有レ之候。是又左様に船頭共にも可=申渡=候。右之通諸間屋中え申渡者也。

一、船の塵芥川え捨申付而川口埋り候間，向後永代島御定之塵捨場え遣捨可=申候，川内に而一切捨申間敷，此旨川舟持候者ども爲=申開=急度相守可レ申候。右之通町申不レ殘相觸船持有レ之町々名主月行事今日中に櫓屋所え印判持參可=申候。以上十月（享保集成絲倫錄四十二）。

諸諸國堤川除或旱損所等之普請之儀一國一圓又は二十萬石以上之面々は只今迄之通たるべく候，其以下自普請に難レ成打捨置候而は亡所に可レ成程之儀に而其領主之力にも難レ及大き成普請に候はゞ，其所御料私領之無=差別=國設割合にて出來尤公儀よりも右入用被=加に而可レ有レ之候間，自分普請に難レ成節は其段可=被=申出=候委細御勘定奉行え承合可=被=申候。但貳拾萬石以上に而も高之内國を隔て小分之領地離れ候場所は貳拾萬石，以下同前たるべく候。以上九月享保五子年五月。

享保十二未年六月。利根川・江戸川・小貝川・荒川總而川通堤外百姓家建候儀御停止之處，段々屋敷を築立百姓居住之所々有レ之出水之障りに成候間，取崩され候儀も可レ有レ之候。自今新屋敷持候儀は勿論小家に而も作候儀并破損修復等も堅く仕間敷候。此旨關八州川通在々御料

は御代官、私領は地頭より急度可申付候。以上六月(享保集成絲倫錄二十四)。當時村方之人組帳差上申一机之事(中略)。

一、堤川除井堀御普請仕候人足賃銀并御扶持方等被下候通當座に小百姓え割波帳面を印形取置可申候。總而御公儀様より被下候賃銀御扶持方之儀諸色納物之替り繼合勘定仕間敷候事(享保集成絲倫錄二十四)。

一、在々堤川除等之御普請等往古は町人百姓等に請負に申付候儀も有レ之候處近年御停止に候(中略)。

一、川附寄次第と申儀大川自然と大水にて川瀬達附寄に成候得ば、附寄次第に地所付之方え取候へ共、人力手段を以て川除等之仕形にて川瀬達候様に致候而、川通を達わせ手立を以て附寄出來候は見分吟味之上、右之定法之裁判に不_レ罷成=御儀も可レ有レ之事にて候。依レ之平常川筋之内にて大之新堤又は水除之大築出し等川中へ仕出候儀は制禁にて候事(會計祕錄一)。

元文元辰年九月。

一、甲州御代官村々百姓共古來より川普請之義并近來度々御普請有レ之候得共、大破に及候譯承り愈總兵衛えも心得にも可レ成儀は可申達候、并右百姓之申合承候上御代官存寄にも加可申越候事。

一、百姓共自分勝手能様に御普請出仕方等申儀も可レ有レ之候間了簡致可レ承事。

一、先年櫻田御領之節は小給之輩之知行も交り右レ之由に候。其節如_レ近年-大普請は難レ成可レ有レ之候如何いたし相濟候哉、數十年來満水無レ之候哉、不審に候斯様之所有年久敷儀書留も有之間敷候得共、可レ成程は證據を立可レ承候。醫へ證據無レ之候とも道理に相當り候義は可申届候。右品々により御代官存寄之趣尤に相聞候はゞ、御普請被仰付-義も可レ有レ之候間、面々別々に存寄申越有_レ之様可申遣事。

元文二巳年六月。御勘定奉行江淀川・木津川・加茂川・桂川・宇治川・中津川・神崎川・石川・大和川・十三間川。

一、京大阪にて井堰除普請取扱之儀先日御勘定奉行より伺之上相極候通、京大阪江書付遣し於_レ當地-向後如_レ此取扱候間、此趣に取計候而可_レ然との段所司代御城代より伏見奉行京大阪町奉行堺奉行江申渡候様に可_レ致事。

一、一川筋にて新規普請は百兩以上修復は五百兩以上江戸え伺可_レ然事(中略)。

一、京都町奉行只今迄普請入用之高計は承仕様書繪圖等を取吟味仕候趣には不_レ相聞候大阪町奉行は新規之普請水行之障計吟味總而普請之儀は不_レ相構_レ候。向後は京大阪町奉行共に仕様書繪圖をも取候而、吟味仕可_レ然事。伏見奉行・京大阪町奉行・堺奉行吟味之筋は勿論所司代御城代江相伺可_レ然事。

一、右川々大提切候之節又は新規之普請江戸え伺候程之儀は其掛り之奉行見分候而、普請申付出來之上猶又見分可レ有レ之事。

六月右之趣所司代御城代且稻葉内匠頭江も相達候條可レ被=得=其意=候(享保集成絲倫錄二十四)。寛保二亥年九月。

一、今度關東國々大水に而川々堤損耗修復之事提不レ残抵崩候所或缺損候所何も如レ元堤築立可レ申儀に候。其内不レ殘崩候堤元之所に築立候よりは場所を替可レ然所も可レ有レ之哉彌場所替可レ然候はド、繪圖を以相伺可=申上=事。

一、變地に成リ只今迄之所には堤築立難き所は格別左も無レ之に少々之利害を申立堤場所を替、或堀割川達等大造之御普請申付候而も如=今年=大水には無益之事に成候間、堤八・九合迄之出水に能持堪候許議可レ然事(享保集成絲倫錄二十五)。

寛保三亥年七月。

一、淀川筋年々水損に付城州攝州河州村々之者水損相止候御普請之儀、前々より度々願出申事に候、夫れに付吟味之次第心得可レ有レ之事に候。先川縁を村之者共は他之障にも不レ構其村之圍を專一に可申候。況又御普請被=仰=付候得者、縱令水防之益には成不レ申候とも其村々渾にも可=相成=候間、大造成川浚等百姓共好み可レ申事候。

一、先年は遙ひ近年は次第に水損増候との事可=申立=候。是は何れの川も年數重り候程宜敷は成不レ申少々充も川床は埋り申事に候。總而川筋に不限堂社之破損も最初出來立候初は何之繕も入不レ申候得共年を経候に隨ひて漸破損出來候如レ元直し候得ば能候處、役人之不作略成は修復の致方も危相に而堅固之所迄都而勤し、夫故至=近年=破損多き儀も難=計候。殊更川普請には右之趣目前に有レ之様に入々申事に候。

一、土砂留之事尤可=然=儀に候。然共洪水に而山々より流出候濁水滯り皆置州に可=相成=候洪水之節之土砂は難留候半歟。川々強く埋り候は大水之節之様に相見候山を伐荒さず林をそだて候儀は、何れても益々可レ有レ之哉之事。

右水損百姓共願に付而夫々取合致=吟味=候而は川浚や堤之かさ置敷不申=付=しては不レ叶様に可=相聞=候條、其根元を正し可レ有=了=候。若其所之役人平日破損之繕不沙汰故敷又は水剗川除等之仕方惡敷候歟、此等之吟味別而心を附可レ然候事。右之通普請之儀相心得取計可レ被申候、尤所々之様子次第其趣により了簡可レ有=之候七月(享保集成絲倫錄二十四)。

寛政三亥年九月大目付江近年打續諸國大水有レ之年々御普請御入用多分に相掛候處、此度關東川々大水に而定式御普請所大破に付御料村方に而も同普請所・私領・寺社領共舊儀等申立依レ願一統得普請被=仰付=候筋に無レ之見出之上、大川通格別之大破材方自力難レ及或は領主地頭之手當行届きがたく、御領所江も可=差障=場所は糺の上、品に寄御普請等被=仰付=候儀も可=有=之候。左迄も無レ之破損所或は内郷堤往還道橋樋類等破損之分獵に御普請等村方願

出る共不_レ取上_レ筈に候間、決而願出間敷候。右之通御料私領寺社領共御代官領主地頭より不_レ渋様可_レ申渡_レ候。右之趣向々江可_レ被_レ相觸_レ候。

九月文政四年正月大目付江(中略)。

一、諸國川々國役普請之儀容易に相願間敷旨去る未年相觸候處、一旦國役普請被_レ仰付_レ候場所は自普請無益之様心得候向も有_レ之哉に相聞、聊なる破損をも申立候様成行候段右様には有_レ之間敷事に候。堤川除々大破捨置候而は亡所にも可相成程之儀に而領主地頭之力に難_レ及類之外は可_レ爲_レ自普請_レ事候條猥に國役普請相願間敷候。右之通可_レ被_レ相觸_レ候十二月。

天保二年卯月十二月。御勘定奉行江利根川・江戸川・小見川・荒川總而川通り堤外百姓家健候儀御停止之處、段々屋敷を築立百姓居住之所々有_レ之出水之障に成り候間取崩され候儀も可_レ有_レ之候。自今新屋敷持る儀は勿論小家に而も作る儀並破損修復等も堅仕間敷候。此旨關八州通在々御料は御代官私領は地頭より急度可_レ申付_レ候。以上六月右之通享保十二未年相觸候處、川通り外江百姓家健候も有_レ之趣相聞若家作いたし置候も有_レ之候はゞ、爲_レ取拂_レ候儀も可_レ有_レ之候。自今川通り内に新屋舗取立候儀は勿論小家に而も一切作出て申間敷候。右之趣關東筋川通り御料私領寺社領共不_レ渋様可_レ觸知_レ候也、卯十二月。右之趣可_レ被_レ相觸_レ候(天保集成絲偷錄九十八)。

堤川除惡水樋類御普請之儀自普請に紛敷分は糺之上證據書物有_レ之候得ば御普請被_レ仰付_レ候處、以來實曆之度之證據分明に候はゞ御普請被_レ仰付_レ其後年近き書物にては御普請不_レ被_レ仰付_レ自普請之積相心得可_レ申候。右之通去る申年被_レ仰渡_レ候處、其後も證據不分明之場所目論見被_レ相伺_レ候向も有_レ之候間、前書被_レ仰渡_レ無_レ違失_レ取調可_レ被_レ相伺_レ候。天保三年十二月十六日。寺西藏太手附横山勝藏印外出役連印(代官觸留二)。

天保五年五月晦日。加賀守殿・周防守殿・江田中龍之助を以上の御取箇方掛御用向取扱廉書御普請方年々諸國用悪水塗樋橋堤川除等御普請之儀は定式前年之冬關東・東海道・甲州川々定掛り場之分は御普要役目論見仕上御代官御預所手限場之分は目論見帳を以て相伺(御勘定所掛取扱御用向書付)。

今般川々御普請之儀に付加賀守殿御沙汰之次第も有_レ之候間、別紙之趣御普請役共江も嚴敷申渡候。附ては其方共手附手代共儀も手限御普請向に付ては不_レ均之取計致候族も有_レ之趣相聞候。以來は格別に人物相撰御用向申付身分謹慎は勿論川除類係方は不_レ及_レ申御入用不_レ嵩拜萬事正路に可_レ取計_レ旨嚴敷可_レ申渡_レ候。

一、川々御普請向之儀縦代請負人等に不_レ申付_レ縱令不便利之事有_レ之共、其村方之もの江申付不器用にて不便利之儀等精々教諭を加へ御普請出來候様可_レ致旨手附手代共並村役人共江可_レ申渡候。

一、都て川々御普請之儀目論見仕立共村役人並高持身元宣者共江申付一同罷出請負ヶ間敷

者不_レ相交_一正路に取計人足遣方金錢請取渡勘定等夫々村役人並高持身之宜もの共立會見屈候て、總て小前のもの迄疑惑無_レ之様可_レ致旨申渡尤支配限村々身之宜もの名前指糺し、兼て被_レ申聞_一急度罷出立會候様可_レ被_レ取計_一候。

一、村方之もの共川々御普請之儀は一村之安危存亡に拘候。大切之儀にて御普請被_レ成下_一候儀は御教筋に候處、自己之利欲に心得を違永年之難義を不_レ存請負人等江任仕立方疎に致候。或は勝手儘之御普請相願水難不_レ遁村々も有_レ之趣に相聞不_レ埒之至に候。譬へ御普請所候共力之及丈け自普請をも差加へ小破之内無_レ油斷_一丈夫に村縉をも可_レ致は勿論之事、御入用を以て御普請被_レ仰付_一候節は殊更精を入可_レ申候、急度可_レ被_レ申渡_一候。右之趣手附手代共並村方之もの共江も可_レ被_レ申渡_一候、且御普請所村々立會として差出候。高持身元並人物共宜もの相撰名前書早々可_レ被_レ差出_一候。(朱書)明樂飛彈守殿申渡田口五郎左衛門殿立會差引中島平四郎以_一紙_一致_一啓上_一候。然者昨廿三日拂者共御殿江呼出に付罷出候處、川々御普請之儀に付別紙の通飛彈守殿被_レ仰渡_一各様江御通達可_レ及旨御達有_レ之候間、委細右書物にて御承知一紙早々御順達留り之御方より半左衛門方江御返却可_レ被_レ下候。以上十月。天保七年廿四日羽倉外記・伊奈半左衛門(代官觸二)。

利根川・江戸川・鬼怒川・小貝川・多摩川其外川通附洲連々洲高に相成葭葦竹木等生茂り、且本堤外畠園小土手等狭に築立水開きを狹め出水之節水捌不_レ宜趣に相聞候間、自今已後緩之小土手にても本堤外江築立候儀は決して致間敷候。若無_レ據子細有_レ之は奉行所江申立可_レ受_一指圖_一候、尤是迄有來候堤にても場所に寄爲_レ取拂_一候儀も可_レ有_レ之間、兼て其旨可_レ相心得_一葭葦竹木之儀は年々出水之頃合見計其以前無_レ油斷_一急度刈拂候様可_レ致候。右之越關東筋川通御料私領寺社領共不_レ洩様可_レ觸知_一者也。二月。天保十三年右之通可_レ被_レ相觸_一候(代官觸書三)。

申渡諸國川々堤川除用悪水樋類御普請所之儀前々申渡置候通、水下組合又は其地方にて小破之内取縉容易に御普請は相願聞敷告之處、近年は聊成破損をも御普請願出見分罷越候者も、御普請所自普請所之吟味も不_レ致村方申立に泥み手重なる積方いたし、或は用水溜井用悪水路浚等外御普請一同江組入御普請之儀被_レ相伺_一候向も有_レ之如何之事に候。此度御勝手向御改正被_レ仰出_一候に付ては猶更御普請所自普請所とも大破不_レ及様平常自普請爲_レ差加_一御普請願出候は_レ、前々仕來並實曆度迄の證據書物をも相糺し、御普請所にても自普請爲_レ致可_レ然程之場所は理解申諭相省き無_レ據箇所而已其場所場所に應じ保方勘辨致し、可_レ成手輕に積立仕立て之儀も手抜無_レ之様入念是迄之御普請金高に見合向後際立御入用御出方相減候様可_レ被_レ致候。右は前々より被_レ仰渡_一並申渡置候趣別紙書拔相添申渡候間得與相心得、手附手代並其筋掛之者江も急度申渡以來無_レ違失_一精々遂_一吟味_一可_レ被_レ相伺_一候。以上辰、弘化元年正月(代官觸留四)。

嘉永五年正月八日諸國川々土木國役金を萬石以上に課する事を舊に復す。諸國川々普請國役金萬石以上之分は暫の間、被レ及=御沙汰=間敷旨文政七申年相觸候處、尙又當子年より前々之通萬石以上之分も一統國役普請被=仰出=候、尤一國一圓二十萬石以上之面々は可=爲=唯今迄之通=其以下自普請難レ成捨置候ては、亡所可レ成程之儀にて領主之力にも難レ及大なる普請に候はゞ、其所御料私領之無=差別=國役割にて出來公儀より右入用金御下げ可レ有レ之候。自普請難レ成節は其段可レ被=申出=候。委細之儀は御勘定奉行へ可=承合=候。但二十萬石以上にても高之内國を隔少分之領知離候場所は二十萬石以下同然たるべく候(嘉永明治年間錄一)。

慶應二年九月川々普請國役金の法を改む、周防守殿渡書付。

諸國川々國役普請全國役割の儀是迄高百石に付銀三十兩限り取立來り候處、近年川々破損多く其上米價並に諸色共高値に付國役割御取替金相當み年々取立不足に相成候間、向後百石當不=取極=前年普請入用翌年限り取立候積り、就ては是迄御取替金相成候分も年々割合差加へ可=取立=筈の處當年の儀は諸作不熟又は水難にて可レ爲=難儀=候間、追て年柄見計ひ差加へ取立可レ申候。且是川々定式普請人足扶持米並に國役普請貢米の分最寄所相場穀代を以て被レ下臨時御普請の節は人足一人永十七文被レ下候處定式、並に國役普請は來卯の春より江戸張紙値段の割合を以て石代被レ下候筈に付、其旨可=相心得=候。右之趣伊勢・三河・遠江・駿河・甲斐・郡内領・伊豆・相模・武藏・安房・上總・常陸・上野・下野・越後・出羽國御料は御代官私領は領主地頭より不レ渋様可レ觸候(嘉永明治年間錄十五)。

御料所の堤川除井堰垣樋橋之類都而在々御普請之場所近年に及び、御普請受負仕事出來自=前々=百姓自普請之場所近年に及び公儀御入用を以仕候處も、多分出來仕候處に彼受負之輩は當時の利徳有レ之所を專にし無レ程破損可レ有レ之を不レ顧候所、諸事之仕方粗略多く堅固ならず。依て年々所々の御普請絶る事無之候。自今以後は御普請受負之事一切被=爲停止=其村々之百姓受に申付若百姓共難レ及=自力=所々は其支配御代官吟味有レ之公儀御物入之米金等百姓共に被レ下御普請可レ被=申付=候。總而普請有レ之場所公儀自分之譯隔なり其所の諸百姓力を合候て、小破の時に取縕大破に不レ及様有レ之は宜敷候。若亦御普請之奉行役人以下諸事之仕方粗略にして堅固不レ成様有レ之は不レ及レ言公儀の御物入之事、猥りに多く或者百姓共江被レ下之米金等押而留都而是等の類私之事共於レ有レ之は早速御代官江可レ申聞=事(例書一)。

(9) 堤防破壊 秀吉公の時洪水にて淀川の堤切れて人民難儀と聞給ひ、自ら見分に出給ひければ諸侯大夫小身の士迄皆供奉す。秀吉公御覽じて此儘にては山城大和の二國も湖水と成ベし。土俵何程有らば防ぎ止べきやと仰せらるゝ地方の者申けるは四・五萬俵も有らば防ぎ止べしと申上ぐる。秀吉公聞召し易き事也、俵を在々所々へ觸て受寄せ土俵を持へさせる。宮部善詳房が家來に友田左近衛門と云者主の供して來居しを御覽じて彼の者吾合肩によから

んとて召し、人夫と同様に左近右衛門を合肩に土を運ばせ給ふ。之に依て諸侯太夫を始め供奉の人々は申に及ばず近郷近里の老若男女僧侶に至る迄、我も我もと土を運び石を引しける、故半日計の間に堤の切所悉く出来て大水を防ぎ止ける數萬人の中にて友田左近右衛門御目に付、悉くも太閤と合肩せしこそ、冥加なれば人々云はれしと也(明良洪節八)。

(10) 洪水 慶安三年九月十日。此の七月廿七・八兩日の大風雨にて畿内所々堤崩れ水押し上げ、八月十二日風雨に長崎・天草の海濱潮入て民家を流し、其外九州田畠損害し十六日の風雨に播州石州始中國邊損害する所多し。廿九日より九月二日迄の霖雨に攝州南北中島堤崩れ、山城淀河内堤破れ江州も田畠多く損じ勢州・四日市・神戸・庄野・三重・鈴鹿川林の郡堤崩れ民家人畜損害少からず(大歎院殿御實紀七十八)。

(11) 堤防 承應二年六月廿一日。此六日大風雨にて紀州熊野浦にかかりし貢米の船五艘其の外浦々の船二百五十艘破れ材木六萬千八百本流失し、紀勢兩州民家千五百三十崩れ毎川出水し堤防四千五百五十間壞れ男女二十七人溺死せし注進あり(嚴有院殿御實紀之三家記紀伊記水戸記)。寛文五年七月十六日。尾州御領強雨にて田畠損亡夥し。同廿八日廿九日又同大雨にて所々の川水出申候。取分け庄内川大水なり。八月一日に木曾川筋の増水にて塘川除大分破損あり(玉露叢十八)。寛文九年六月十七日に松平出羽守領内雲州に於て大雨也。依て水損夥し川除井關堤ともに九百四十五ヶ所なり。此切口の間敷都て二萬三千五百間餘。但し道程にして十里三十一町餘也。本田新田ともに水入高三萬六千五百石餘内千九百五十石餘は砂入(玉露叢二十)。以上